# 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分(準備期) と発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)とに大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

#### (1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策<sup>30</sup>の実施体制の構築、 地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワ クチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業 による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施に よる対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた 事前の準備を周到に行う。

# (2)初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性³¹、感染性、薬剤感受性³²等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

## (3) 対応期(B,C-1,C-2,D)

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

・封じ込めを念頭に対応する時期(B)

<sup>30</sup> 水際対策は、飽くまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、 病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

<sup>31 「</sup>病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重 篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。

- ・病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

# <発生段階及び各段階の概要>

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	¥ <u></u> ār	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	А	新型インフルエ ンザ等に位置付 けられる可能性 がある感染症が 発生した段階	• 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	В	封じ込めを念頭 に対応する時期	政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の 初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られて いない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ 込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであること が判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	C-1	病原体の性状 等に応じて対応 する時期	<ul> <li>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応 できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、 感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</li> </ul>
	C-2	ワクチンや治療 薬等により対応 力が高まる時期	<ul> <li>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応 力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ 機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)。</li> </ul>
	D	特措法によらな い基本的な感 染症対策に移 行する時期	• 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。